

広報 **ながはま**

発行所 愛媛県喜多郡 長浜町役場
印刷所 岸本印刷所

六月の人口動態

| | |
|-------|-------|
| 男女計 | 8,741 |
| 男 | 4,122 |
| 女 | 4,619 |
| 世帯数 | 1,843 |
| (未現在) | 4,186 |
| 出生 | 23 |
| 死亡 | 10 |
| 結婚 | 12 |
| 離婚 | 1 |

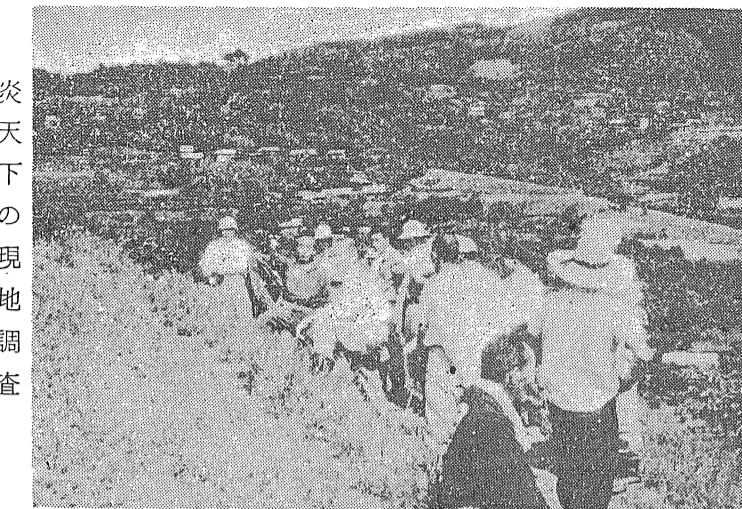
産業振興長期計画

実情に応じた施策を 部落座談会で意見交換

「町の調査は、地元選出の町議会議員各位、区長さんを始め、産業、産業界の方々の心からなるご協力をいただき所期の成果をおさめ得たことを心からお礼申し上げます。その際いろいろのご要望のありました事柄や、ご意見など目下取まとめをいしております。同時に本月四日には、第一回の反省検討会を開き、関係者の参集を求めて研究に着手致しました。」

今後、このような機会をしばしば開き、調査の結果にもとづいて一つの答えを出し、その答えをもつて再び、各部落をお訪ねして、

「町の調査は、地元選出の町議会議員各位、区長さんを始め、産業、産業界の方々の心からなるご協力をいただき所期の成果をおさめ得たことを心からお礼申し上げます。その際いろいろのご要望のありました事柄や、ご意見など目下取まとめをいしております。同時に本月四日には、第一回の反省検討会を開き、関係者の参集を求めて研究に着手致しました。」



炎天下の現地調査

寄附採納

保育所 学校教育施設などへ

将来の長浜町を背負う若い子達のすこやかな成長を祈るまごころの結果として、次のかたがたからそれぞれご寄附をいただきましたの礼申し上げます。

| 年月日 | 寄附物件 | 寄附者 | 目的 |
|-----------|------------------|-----------------|-----------------------|
| 38. 3. 25 | 金150,000円也 | 橋生保育所設置会長 渡辺仁之助 | 橋生へき地保育所設置費として |
| " " 27 | ステージどん帳 (60,000) | 横浜市 西田英雄 | 白滝小学校用として |
| " " " | 大テーブル掛 (10,000) | 大阪市 二宮正直 | 白滝小学校用として |
| " " " | 陶額 (1,800) | 白滝第七区民一同 | 白滝小学校用として |
| " " 30 | デスクオルガン (10,000) | 新居浜市 滝幸龍栄 | 白滝小学校用として |
| " " " | ステージ用中幕 (20,000) | 大阪市 大島兼問 | 白滝小学校用として |
| " " " | 金50,000円也 | 大和第一小PTA 山下清雄 | 大和一小理振法による備品の資金として |
| " 4. 15 | 洋傘150本 | 長浜小PTA | 長浜小学校備品として |
| " " " | 金20,700円也 | 長浜小 昭和37年度卒業生一同 | 長浜小学校へテーブコーダー購入費として |
| " " 20 | 原野1畝11歩 | 今坊 後藤熊市 | 今坊隣保館施設用として |
| " 5. 17 | 金60,000円也 | 出海小PTA会長 河井八十一 | テレビ購入資金として |
| " 7. 4 | 金42,000円也 | 長浜市 野義夫 | 公民館活動用アルトサック一個購入資金として |

水のガブの みは禁物

暑さの中でかわきにまかせて水がぶのみをするのは、胃液がうすくなつて消化能力がおとろえます。一回にのむ水の量は、加減するようにしましょう。

また、汗と一緒に体の塩分がでてつかれやすくなるので、のどがかわいた時は、普通の水をのむよりも、五分位の塩水を少量のんだ方が、気分もさわやかになるものです。

しかし高血圧の人には禁物です。

支給の範囲拡大 遺族援護法の改正

軍属などの給与金や弔慰金

このたびの改正で軍属の遺族に対する遺族年金や弔慰金または準軍属の遺族に対する遺族給与金や弔慰金の支給範囲が次のとおり改められましたので、関係のご遺族は町役場へご相談願います。

一、軍族について
①満鉄社員や華北交通、華中鉄道、満洲海運、中華航空、満洲電々、華北電々、華中交通、蒙疆電鉄の社員であつた方
②北海道で基地建設等に従事した勤労挺身隊員であつた方

④防空、海上監視等軍事任務についていた漁船の船員であつた方。
⑤特別機関の仕事(情報業務)をしていた方。
⑥満洲国の特高警察官であつた方。
⑦軍事郵便局で仕事をしていた満洲国の郵政局職員であつた方。
⑧宣撫工作等の仕事をしていた新社会の職員であつた方。
⑨中華民國(汪政權)軍事顧問部の職員であつた方。
これらの方々のうち、軍の指揮下にあつて「もつぱら」軍人と同じような仕事をしていた方の遺族には遺族年金や弔慰金が支給されることになりました。

二、準軍属について
①戦時中徴用された方または、国民義勇隊員や満洲国開拓青年義勇隊員等であつたことに現在遺族給付金が遺族には現在遺族給付金が五年間に限って支給されておりますが、この期限がなくなり一生(権利を失うまで)支給されることになりました。

②準軍属の父母には扶養家族制限や所得等、難しい条件で給付金を支給されておりましたがこの条件がなくなり軍人軍属の支給条件と同じになりました。

③内地朝鮮、台湾、満洲の部隊の軍属であつた方の遺族で今迄恩典のなかつた方の中には、給与金と弔慰金を支給して良いものが出来ることになりました。

④次の方々はこの遺族給付や弔慰金の受給権について有利なかけ金前払

町役場で確めて下さい。ア、今迄に遺族給付金や弔慰金を請求して却下されたことのある方。
イ、内地や朝鮮、台湾で陸海軍の機関に勤務しておられた方の遺族で遺族給付金や弔慰金又は旧令共済組合から年金給付を受けていない方。
ウ、遺族給付金を受けておられる遺族で弔慰金の支給を受けていない方。
エ、内地部隊(朝鮮、台湾、満洲を含む)勤務の軍人、準軍人について
内、内地部隊等で負傷したり病気がかり死亡した軍人、準軍人であつた方の遺族に對する特別弔慰金の支給について除隊から死亡まで経過期間(肺結核と精神病は三年が六年にその他の病氣は一年が二年に)を延長されました。
ロ、次の方々は弔慰金の受給権について役場で確めて下さい。
ア、今までに弔慰金を請求して「退職して三年以上経過後死亡」等の理由で却下された遺族。
イ、軍人準軍人であつた方が自宅に帰つてから二年以内(結核、精神病については六年以内)に死亡された場合その病気が部隊で服役中にかつたことが明らかなる遺族。
以上が改正のあらましですが、この支給についてはこまかい条件が規定されていますので、くわしい事は町役場又は直接愛媛県民生部世話課遺族係へご相談下さい。

⑤前払をするところ
に有利です
国民年金の加入者は、職業及び所得の時期もいろいろ異なるため、かけ金の払込も、

全額前払六割三分も割安
国民年金
毎月とか、二ヶ月に一回とか、それぞれ加入者の都合のよい方法で納入していただく事になっていますが、農家のように、年一回とか

水ききん解消近し 見透し明るい上水道

第二回定例町議会

第二回定例町議会は、去る七月十二日午前十一時から役場会議室で開かれ、同日の本会議は、昭和三十八年度長浜町一般会計の議案が一括上程され、本会議は、町長の一般行政報告のあと、議案を一括上程、町長の提出議案の説明があつたあと、田村議員が教育費について、渡辺議員は、長雨対策について、吉本議員が、農業構造改善事業について、後藤議員は、診療所問題について、それぞれ質問にたち、理事者が答弁があつて全議案を採決、二宮産業経済委員長、委員を経過報告後、午後二時閉会しました。

次に、町長の行政報告の要点をお伝えしましょう。
一、待望の長浜中央公民館(社会体育館)の建設資金として国民年金の還元融資の決定が、本行われの見透は非常に明るい。
二、上水道の起債が認められ本年度中に、沖浦を含めた当町の水不足を解消することができるとの見透があつた。(本年度起債額三千五百万円決定)
三、長浜大橋も耐用年数がきていますので、近き将来に近代的高架橋にかけかえることが本省で具体化しつつある、これにからませて、瀬戸内側国道三崎までを、二級国道に昇格させ、九州四国を結ぶ国道となるよう、関係市町村とタイアップして猛運動をおこしたい。

二回にまとまつて収入のある方や、経済的にゆとりがあつて、毎月かけるのがめんどろだという方の為に、前払の方法が設けられているのです。
それでは前払の有利さを具体的に説明致します。まず、次の表をごらん下さい。一年分では、割引率が五分五厘ですが、十年分になりますと、二割二分四厘になります。
二十才から六十才までのかけ金を全部前払しますと六割三分も割安となります。このように、前払の期間がながければながい程、複利計算で有利になるよう仕組まれています。
役場では年金の徴収を各區長さんにお願ひしていただいております。

月がけと前ばらいの比較例 (10年以内の前ばらい)

| 年齢 | 期間比較 | 10年以内の前ばらい | | | | |
|-------|----------|------------|--------|--------|--------|---------|
| | | 1年 | 3年 | 5年 | 7年 | 10年 |
| 25才未満 | 月がけのばあい | 1,200円 | 3,600円 | 6,000円 | 8,400円 | 12,000円 |
| | 前ばらいのばあい | 1,170 | 3,300 | 5,280 | 7,020 | 9,310 |
| | 割引額 | 30 | 270 | 720 | 1,380 | 2,690 |
| 30才 | 月がけのばあい | 1,200 | 3,600 | 6,000 | 9,600 | 15,000 |
| | 前ばらいのばあい | 1,170 | 3,330 | 5,280 | 7,890 | 11,310 |
| | 割引額 | 30 | 270 | 720 | 1,710 | 3,670 |
| 35才以上 | 月がけのばあい | 1,800 | 5,400 | 9,000 | 12,600 | 18,000 |
| | 前ばらいのばあい | 1,760 | 5,000 | 7,910 | 10,530 | 13,970 |
| | 割引額 | 40 | 400 | 1,090 | 2,070 | 4,030 |

月がけと前ばらいと比較 (全期間前ばらい)

| 年齢(期間) | 20才(40年) | 30才(30年) | 40才(20年) | 50才(10年) | 55才(5年) |
|--------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 月がけ | 63,000円 | 51,000円 | 36,000円 | 18,000円 | 9,000円 |
| 前ばらい額 | 23,540 | 24,300 | 22,150 | 13,970 | 7,910 |
| 割引額 | 39,460 | 26,700 | 13,850 | 4,030 | 1,090 |

備えあればうれいなし

近づく台風

また、台風による洪水や高潮による災害のシーズンが参りました。屋根、雨どいの修理、看板など取付の補強、床下の水はけなどの整備にとりかかりましょう。昔から「災害は、忘れた頃にやってくる。」といわれておりますから、みんな、風水防に心がけ、被害を最少に抑えよう、平素から注意を致しましょう。

それでは、台風が近づく危険のあるときの注意事項を掲げて見ましょう。

① 状況判断
常に、テレビ、ラジオおよび、有線放送の台風情報をよく聞き、台風の進路、大きさ、その他参考となることをよく知っておくよう。

このたび「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」が制定されたことにより、二〇万円の国債によって毎年四月と十月にそれぞれ一万円ずつ十年間にわたり支給されることになりました。

② 支給対象者
昭和十二年七月七日以降に支那事変および太平洋戦争によって負傷し、または疾病にかかりこれによって死亡した者の妻で昭和三十三年四月一日に於いて次のような給付を受ける権利を有する方
①旧軍人、旧准軍人、旧軍属、旧従軍文官に関する公務扶助料
②旧軍人旧准軍人に関する特別扶助料
③軍人軍属に関する遺族年金及び特別年金
④準軍属(徴用工等)に関する遺族給付金
⑤戦犯、責任自殺関係者に対する扶助料または、遺族年金

② 団体行動
危険なところでは、個人で勝手な行動をせず近所の方々とよく連絡をとり、避難準備を十分しておくようしましょう。

女、小児、および老人はあらかじめ安全な場所に避難させるようにつとめましょう。

③ 警戒と準備
集中豪雨や、高潮の災害事故は一瞬の出来ごとが多いものです。また山くずれも「アツ」という間に起ることが多いので常に最悪の事態に備え、見廻り警戒をにかかると旧共済の殉職年

④ 危害予防
風の強い時は、独立樹の附近に近寄らないこと。またガラス看板、屋根がわらなどは速くまで飛ぶので注意しましょう。切断了た電線には、絶対にさわらぬことです。

⑤ 警戒と準備
以上のようなことを平素から注意して災害防止につとめましょう。

毎年四月と十月に支給

特別給付金

戦没者などの妻を対象

⑥ 手続
この特別給付金を受ようとする方は、次の書類を整えて市町村役場に提出しなければなりません

⑦ 請求書の時期
請求書類の受付は本年八月一日から始められます。

⑧ 請求書
戦没者の除籍の抄本、妻の昭和三十三年四月一日における住民票謄本

⑨ 印鑑
この他に年金等を請求中の方や相続人が請求する場合などには別にそれぞれ必要な書類が定められています。

⑩ 非該当者
次のような方はこの特別給付金を受ける対象になりません

1. 昭和十二年七月七日以前に死亡した

たは遺族年金等を受けている方
2. 昭和三十三年四月一日前に死亡婚姻等によって年金等を受ける権利を失っている方
3. 普通扶助料を受けている方
4. 増加恩給または傷害年金を受けているものがその支給事由以外の傷病で死亡したことによって扶助料を受ける方
5. 傷病恩給などを受けている方が昭和三十三年四月一日以降に死亡した場合その妻

このほかいろいろな条件や手続について定められておりますからくわしいことは役場におたずね下さい。

区長さんと役場と忘れがちな住所変更届

みなさんが、住所を変更された場合は、必ず住所変更届を出して下さい。

町の行政は、すべて町民のみなさんに対して行われますので、その基本になる住民台帳には、住所、氏名、性別、年齢などの必要事項が記載されておいて、この事務は、これをもとにして行なわれています。

みなさんのお一人お一人に通知を出さねばならないこともありますが、このようにときどき住所の届出がないと住民台帳の住所がもとのままになっておきますので、この通知は、もとの住所へ行き、本人に届かないことになり、みなさんも非常に困らされます。また、区長さんも迷惑されることになり、

特に最近、区長さんへの連絡もされず、あちらこちらと住所をかえておられる方もおられますが、役場とみなさんとの連絡は、そのほとんどが、区長さんを通じて行つておられますので、区長さんへ連絡も忘れないうちに、区長さんへ連絡をとり、住所変更届を出して下さい。

死亡率一五・三〇% ぼつぼつはびこる日本脳炎

日本脳炎がはびこる季節となりました。この病気が小児マヒ以上におそろしい病気で、患者の十五%から三〇%は死亡する程死亡率も高く、また、死亡しない

自主的な組織 今後の活動に期待生れ変つた町社協

去る六月二十四日、長浜町社会福祉協議会の総会が開かれ、今後の活動をさかせるため、組織の強化をはかることになり、民生部会、青少年児童部会、および保健衛生部会の三つの専門部会が設けられました。

社会福祉協議会は、民間の自主的な団体であり、町内各公の福祉関係諸団体の長または、代表者によって構成され、住民の立場からおたがいの福祉について考え、各関係機関との連絡調整をはかるとして活動を進めようとしています。

町の住民が自分たちで、「しなければならない」身近な問題、たとえば、「青少年の不良化防止」あるいは「環境衛生」のことなどをこの会でとりあげ町民総ぐるみの運動で解決していくこととするものです。

新しく選ばれた役員は次の方々です。

会長 新山月津(長浜)
副 浜上玄房(長浜)
理事 新谷芳朗(出海)
大田亀三郎(長浜)
中村新一郎(長浜)

告知板

明関定市(長浜)
窪増見(白滝)
近藤佳次(長浜)
山根カヨ子(喜多灘)
沖野 要(衛生)
平井太源(大和)
鎌田定子(長浜)
福村輝教(白滝)

日(午前七時:場所出石寺)
九月四日 出石寺夏期大縁日演芸大会(場所出石寺)

★参考
一、水族館入場料
大人三十円、高校生二十円、小人十五円
二、長浜海水浴場
無料休憩所
へきすい楼 八十人
たるとし 三十人
三、沖浦海水浴場
無料休憩所 五百人
有料 四百人
一席 三百円
七 五百円
四、動力付船
釣具えさ付 定員五人
一日二千五百円(三日二千五百円)
五、遊覧船
青島コース、会費大人一人当り二百円、小人百五十円(たい飯付)
六、前泊所から出航(ただし、三十人以上の場合のみ夏期期間毎週土曜日と日曜日に実施)青島一周後、青島に上陸し昼食後帰港。その他のコースについても、希望により貸切運航を行う。

六、宿泊設備
A級
▽清風荘
イ、定員 二十名
ロ、一泊二食 八百円
ハ、素泊 四百五十円
ニ、一泊夕食 六百五十円
ホ、一泊朝食 六百円
▽福田屋

イ、二十名
ロ、ホ、まで清風荘と同じ
▽備中屋
イ、四十名
ロ、ホ、まで清風荘と同じ
▽松本旅館
イ、二十名
ロ、ホ、まで吉田荘と同じ
▽とぎわ旅館
イ、十五名
ロ、ホ、まで吉田荘と同じ
▽瀬戸旅館
イ、十五名
ロ、ホ、まで吉田荘と同じ
▽おの、予約は、直接、町役場産業課(観光協会)または、町商工会へ申込んで下さい。

●長浜町区長会では、先般、長浜町役場会議室で役員改選が行なわれました。なお、この区長会は、町民の意見を活発に町政に反映し、町政の民主化と、円滑を期するための会ですが、今回、新しく決まった役員は次のとおりです。

会長 二宮政夫(上老松)
副会長 窪増見(白滝)
書記長 清水益雄()
計 城戸岡政雄(長浜)
理事 東 俊三(仁久)
中村権六()
清水益雄()
岡富士丸(沖浦)
松岡義男(今坊)
西岡淳夫()
加納徳利(須次)
峯崎藤一郎(衛生)
河津奎之助(出海)
前野久雄()
木下喜四郎(下須戒)

●大洲税務署では、毎月五日、十五日、二十五日を税の相談日として次ぎのような相談を行っています。遠慮なく、どしどし相談して下さい。

●原則として、匿名相談です。原稿、名前はつきません。

△相談日には、税務所の入口に「税の相談日」の門札をかがげます。
△五日、十五日、そして二十五日が休日になります。日が相談日になります。
△地方税についてのご相談ご連絡もいたします。
△いつでも、相談をお受けします。「税の相談日」は税務署へのご相談とくに呼びかけるために設けたもので五つの相談日でなくとも、いつでもご相談に応じます。
△税の相談機関としては、国税局に協議団がおかれてみませんが、税務署そのものが、もつと納税者のみなさんに、税金の滞りや苦情をなくして、明るく納税をして頂くために、お気軽に相談していただくようにと、大洲税務署では望んでいます。

●二等陸上自衛官と二等航空自衛官が次の要領で募集されています。
一、募集人員
二、募集資格
三、学歴
四、受検期間
五、受検手続
六、受験料
七、試験科目
八、試験場所
九、試験日
十、試験時間
十一、試験科目
十二、試験時間
十三、試験科目
十四、試験時間
十五、試験科目
十六、試験時間
十七、試験科目
十八、試験時間
十九、試験科目
二十、試験時間

海シーズが訪れ、本年は、長浜町と長浜町観光協会の共催で次の行事が行われることになっております。

七月二十七日
☆南海テレビ放送宣伝(午後五時五十分)
☆夜市
☆吟詠発表会(午前九時)場所海運センター
☆八月三日 夜の祭典
☆八月四日 海の祭典
☆第一回港祭職対抗歌合戦(午後七時:場所海運センター)
☆海のハイキング(青島一周)(午前十時~午後二時)
☆八月十日 夜市
☆八月十一日 民謡を楽しむ夕べ(午後七時:場所長浜町通り)
☆二周年記念吟詠大会(午前九時:場所海運センター)

☆お茶の会(場所福田屋)
☆県下軟式野球大会(午前九時:場所長浜高校)
☆八月十五日
☆町内職域ソフトボール大会(午前九時:場所長浜小学校および長浜中学校)
☆八月十七日 夜市
☆八月十八日
☆建設業者郡内ソフトボール大会(午前九時:場所長浜中学校)
☆八月二十四日 白滝うら盆祭
☆ささ飾りコンクール、花火大会、造り物コンクール、余興
☆八月二十七日 四万八千